平成３０年度　委託訓練(離職者対象)事業

実施業務仕様書

１　件名

　　委託事業名　委託訓練(離職者対象) 事業実施業務

２　仕様内容

（１）基本事項

　　ア　事業の目的

　　　　経済発展に伴う技術革新や雇用失業情勢の変化に伴う労働移動の増加等の様々な変化の中で、公共職業訓練が雇用のセーフティネットとして、その役割を的確に果たしていくためには、必要な訓練量を確保するとともに、離職者が安定的な職に就くために必要で効果的な職業訓練を提供していくことが求められている。また、託児サービス付き訓練を設定することにより、育児等により一般の職業訓練を受講することが困難な離職者に対して、訓練機会を提供していくことが求められている。

　　　　こうしたことから、専修学校等の民間教育訓練機関等の幅広い教育訓練資源や機動性を有効に活用し、職業訓練受講機会の確保・拡大を図るため実施するものである。

　　イ　対象事業

　　　　三重県が主体となって実施する職業訓練、就職支援及び能力評価の実施並びにこれに伴う以下の業務（以下これらを総称して「受託業務」という。）であって、民間教育訓練機関等（以下「委託先機関」という。）に委託して実施するもの。

（ア）訓練の周知、広報

（イ）受講申込者の選考に係る事務処理

　　 （ウ）訓練受講生の出欠席の管理及び指導

　　 （エ）訓練指導記録の作成

　　 （オ）受講証明、失業認定申告書、欠席、遅刻、早退届、各添付証明書、雇用保険受給に係る通所届（訓練開始時等）等に係る事務処理

　　 （カ）訓練受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

　　 （キ）訓練受講生の中途退校に係る事務処理

　　 （ク）災害及び重大な事件・事故等発生時の対応及び連絡等

　　 （ケ）訓練実施状況の把握及び報告

　　 （コ）訓練受講生の能力習得状況の把握及び報告

　　 （サ）ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価の実施

　　 （シ）訓練期間中の託児サービスの提供（託児サービスを付加した訓練を実施する場合に限る。以下、託児サービスに係る記載について同じ。）

　　 （ス）訓練修了者等の就職状況の把握及び報告

　 　（セ）求職者支援制度(求職者支援訓練等受講証明等)に係る事務処理

　　 （ソ）その他県が必要と認める事項

　　　※受講申込者の選考に係る事務処理には、適性検査の実施(採点を除く)を含みます。

　　ウ　事業目標

　　　　委託先機関が実施する職業訓練において、訓練受講生全員が就職できるようになることを目標とすること。

　　エ　委託費

　　（ア）受託業務に要する経費については、委託費として委託先機関へ支払うものとする。

具体的には、委託訓練の実施に必要な経費（以下「訓練実施経費」という。）、託児サービスに係る経費（以下「託児サービス委託費」という。）及び就職支援の実施に係る経費（以下「就職支援経費」という。）を次のとおり支払うものとする。

　　　　ａ　訓練実施経費は、企画した訓練科の訓練受講生１人１月当たり５４，０００円（消費税含む）を上限に支払うものとする。

　　　　　　なお、当該経費は、個々の経費の積み上げであって、職業訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、上記イに掲げる業務（ただし、（シ）を除く。）に要する経費を含めるものとする。

　　　　ｂ　託児サービス委託費の単価は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であることとし、児童１人１月当たり７１，２８０円（消費税含む）を上限に支払うものとする。

　　　　ｃ　就職支援経費は、次の基準により、訓練受講生数に訓練実施月数及び当該訓練科修了日の翌日から起算して９０日以内の就職率（一週間の所定労働時間が２０時間以上であり、かつ雇用期間の定めのない又は４か月（120日）以上の雇用期間により就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者及び自営を開始した者を就職者として算定した就職率）に応じた単価を乗じて算出するものとし、委託先機関の行う就職状況報告（下記（２）ケ（ウ））に基づく請求により支払うものとする。なお、この場合「訓練受講生数」とは、訓練修了者数と中退者数の合計であること。

　　　　　（基準）

　　　　　　・就職支援経費算定に係る就職率８０％以上の場合

　　　　　　　　訓練受講生１人１月当たり、２１，６００円（消費税含む）

　　　　　　・就職支援経費算定に係る就職率６０％以上～８０％未満の場合

　　　　　　　　訓練受講生１人１月当たり、１０，８００円（消費税含む）

　　　　　　・就職支援経費算定に係る就職率６０％未満の場合

　　　　　　　　支給しない

　　（イ）訓練受講生から受講料を徴してはならないこと。ただし、受講生の所有となる教科書、教材等に要する経費については、受講生本人の負担とする。

（原則１５，０００円（税込み）以内となるよう留意すること。）

　　（ウ）訓練受講生から託児サービス利用料を徴してはならないこと。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク・おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、受講生（保護者）の負担とする。

オ　委託費の支払い

　　（ア）委託費の支払い及び支払時期

訓練実施経費及び託児サービス委託費は、原則として訓練終了後、訓練実施状況の報告を受け、中途退校等の状況を確認した後適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。また、就職支援経費は、訓練科毎の就職率が確定した時点で委託先機関が請求書を作成し、受理した日から３０日以内に支払うものとする。

　　（イ）委託費支払い基準

委託費の額は訓練受講生（託児サービス委託費については、託児児童）１人につき訓練実施後１か月（訓練開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間を「１か月」として取り扱う。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）の８０％に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、支払うこととする。（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。また、算定基礎月において、訓練設定時間の８０％に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の８０％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。なお、年度をまたぐ訓練の支払いについては、下記（エ）により支払うものとする。

ただし、託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであり、上記に規定する「算定基礎月において、訓練設定時間の８０％に相当する訓練を受講していない場合」であっても「支払対象月」として取り扱うものとする。

　　（ウ）支払額

支払対象月に１人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

訓練の開始日又はそれに応当する日を起算日とし、受講生が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より早期に終了した場合は、委託費の額は１月毎に算定し、当該支払対象月について以下により支払うものとする。

ａ　訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が１６日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が９６時間以上である時は月額単価。

ｂ　訓練実施日数が１６日以上又は訓練実施時間が９６時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）。

　　なお、事情により受講生が託児サービスを利用しなかった日が生じた場合の取り扱いについては、託児サービス提供機関における一般の利用者の負担の方法と同様であることを原則としつつ、託児サービス提供機関との契約において利用しなかった日数分の減額が可能な場合は減額する。

　　（エ）複数年度の支払い

年度をまたぐ訓練については、契約書に記載された年度毎の契約額の範囲内において、年度毎に要した委託費について委託先機関の請求に基づき支払うものとする。

その場合、契約書に記載された複数年度契約のうち初年度分に要した経費に関しては、算定基礎月が年度内に終了している部分（年度をまたぐ算定基礎月の場合であって、訓練開始年度内に中途退校したことにより算定基礎月が年度内となる者を除く。）についてのみ、当該年度末をもって支払うものとする。

なお、算定基礎月が年度をまたぐ場合（中途退校分も含む。）は、訓練終了年度において算定し支払うものとする。

また、訓練開始年度内におさまる算定基礎期間、次年度に支払いを行う算定基礎期間を単位とし、それぞれの期間における訓練設定時間の８０％に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

　　（オ）委託費支払いの算定基準において例外となる欠席についての取扱い

　　　　　受講生が以下に定めるａからｃの理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、委託費支払いの出席要件８０%以上の算定に当たって、算定対象としないものとする（訓練設定時間から除くものとする）。ただし、訓練終了日までに、下記（カ）の補講等を可能な限り行うものとする。

ａ　インフルエンザ等の感染症(学校保健安全法施行規則(昭和３３年文部省令第１８号)第１８条に規定する感染症をいう。以下同じ。)に感染し他の受講生の健康に被害を与え得る受講生が、三重県立津高等技術学校長（以下「津高等技術学校長」という。）の指示により出席停止となった場合、又は自宅待機が必要であったと津高等技術学校長が認める場合。

ｂ　大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために１日以上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）。

ｃ　法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続きの期日における裁判所への出頭が必要な場合。

　なお、上記のａの場合において、感染したことの確認は、医師又は担当医療関係者の証明書等の証明書類（薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局の処方箋等）、診療明細書や領収証を含む。）を提出させることにより行うものとする。

また、親族(民法７２５条に規定する親族、すなわち６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいう。以下同じ。)又は受講生本人の同居人(上記親族以外の者を指す。以下「同居人」という。)がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師又は担当医療関係者が、受講生本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合についても、同様の取扱いとする。

さらに、上記のｂからｃの場合において、欠席理由の確認は、官公署長等（例えば市町村長、鉄道の駅長、裁判所書記官など）から、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等を提出させることにより行うものとする。

　　（カ）補講等の取扱い

受講料は無料としており、補講等を実施する場合の費用についても、訓練生の負担とはしないものとする。また、当該補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出して差し支えないものとする。

ただし、訓練終了（予定）日の翌日以降に実施する補講等は、費用を徴収しない場合でも、委託費の算出対象となる訓練実施時間には含まないものとする。

また、資格取得に係る法定講習であって、無料補講等の実施が困難な訓練コースは、資格取得のために必要な補講等を実施する場合、その費用を受講生の負担とすることができ、当該補講等を実施した時間については、以下のとおりとする。

なお、補講等に係る費用を受講生が負担する必要がある場合、訓練コースの募集時に予め訓練受講希望者に対し、費用負担額を周知すること。

ａ　補講等に係る費用を受講生から徴収する場合

補講等分の時間は訓練受講時間の算定に含めないこととする。

ｂ　補講等に係る費用を受講生から徴収しない場合

補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、訓練受講時間として算出することとする。

　　（キ）委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、すでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還させるものとする。

　　カ　離職者訓練の実施場所及び訓練期間

　　（ア）離職者訓練の実施場所は、三重県内とする。

（イ）実施場所は、訓練期間中は、同一の場所とする。

（ウ）訓練期間は各コースとも３か月間とする。

（２）離職者訓練の設定・実施に関する条件

　　ア　受講対象者

受講対象者は、公共職業安定所（以下「安定所」という）に求職申し込みをした者であって、公共職業安定所長（以下「安定所長」という）の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた者。

　　イ　託児サービス利用対象者

　　　　上記アに該当する就学前の児童の保護者（親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない者であり、津高等技術学校長が託児サービスの利用が必要であると認めた者であること。

　　　　なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条において定める児童のうち、幼児（満１歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）とする。

　　　　また、児童のうち、障がい児（身体に障がいのある児童又は知的障がいのある児童をいう）等、特にケアが必要であり、託児サービス提供機関において十分な保育の提供が行われないと見込まれる場合については、委託先機関は対象外とすることができるものとするが、受講生募集の際に周知すること。

　　ウ　訓練コースの設定

　　（ア）別表に掲げる地区別、分野別、実施予定月別毎にコースを設定するものとする。

　　　　　ただし、当該訓練と同一又は類似の訓練コース（以下「同種の訓練コース」という。）の受託実績がある場合で、直近の就職率（上記２（１）エ（ア）ｃに記載の就職支援経費算定に係る率をいう。）以下、直近就職率という。）が３５％未満であった場合には、訓練内容の見直し、就職支援体制の整備等就職率向上に関する措置を講じること。

なお、同種の訓練コースの受託実績がある場合で、直近就職率が２回連続で３５％未満であった場合は、原則として当該訓練は委託の対象としない。

　　（イ）当該訓練科の受講により受講生全員が就職できるようになることが見込まれる内容であること。

　　（ウ）職業能力開発促進法施行規則第９条に規定する短期課程の普通職業訓練（通信の方法によって行う訓練を除く。）として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。

　　（エ）１訓練科の訓練期間は、３か月(原則暦月による)とし、訓練実施効果を考慮し、１訓練科は総訓練設定時間３２４時間以上、原則、１日当たり６時間、１か月当たり１０８時間の訓練を実施すること。また、入校式、修了式及び安定所における就職支援を受ける時間等は、訓練時間に含めないこととする。また、１単位時間を５０分以上６０分未満（休憩時間を除く。）とする場合にあっては、当該１単位時間を１時間として算定して差し支えないこと。

　　（オ）教科内容は、次のいずれにも該当しないものであること。

　　　　ａ　直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。

　　　　ｂ　概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。

　　　　ｃ　通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。

　　　　ｄ　業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために３か月を超える訓練コース設定が必要なもの。

　　　　ｅ　資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。

　　　　ｆ　特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。

　　　　ｇ　その他就業に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないものとなるもの。

（カ）講師は、実技にあっては訓練受講生１５人までは１人、１５人を超えるときは２人以上（助手を含む。）の配置を標準とし、学科にあっては訓練受講生３０人までは１人の配置を標準とすること。

（キ）講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第３０条の２第２項の規定に該当する者等であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

（ク）カリキュラム内容が、教育訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

（ケ）教育訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術の習得であること。

エ　託児サービスの提供

（ア）託児サービス提供機関の要件

　　　次のａ～ｄの基準について、いずれにも該当する機関であること。

　　　※託児サービス提供機関は、受入児童すべて1歳児でも託児可能なこと。

ａ　児童福祉法又は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

(ａ)　保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

(ｂ)　小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(ｃ)　家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(ｄ)　幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。)

(ｅ)　認可外保育施設(幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む)（認可外保育施設指導監督基準を満たしているもののうち、三重県への設置届出を行っているもの。）

ｂ　託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）

ｃ　児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

ｄ　ａ～ｃのほか、三重県等が定める別途基準がある場合はこれを遵守すること。

　　（イ）託児サービスの提供内容

訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生労働省令第６３号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省第１号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成１３年３月２９日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第１７７号）を満たす保育内容を提供すること。

　　　なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。（含まないとした場合は、昼食休憩を長めに設定する等により配慮すること。）

また、託児サービス提供内容については、受講生募集等の際に必ず書面において受講生に周知すること。

（ウ）託児サービスの提供方法

　　　次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ａ　委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。

ｂ　訓練実施場所の施設外において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。なお、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

　　この場合であっても、原則として受講生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行うものとするが、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合は、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応すること。

　　なお、託児サービスを提供する場所は、複数になることも可とする。

　　オ　定員

　　　　１訓練科の定員は、原則別表に掲げる地区・分野毎に三重県が定める人数で設定すること。なお、訓練実施数及び実施地域については、訓練実施企画提案状況により、変更する場合がある。また、委託先機関で受け入れ可能な場合は、分野、地区、定員等の調整について協議する場合がある。

　　カ　訓練実施に当たっての留意事項

　　（ア）訓練受講生の選考

　　　　　委託先機関は、三重県の求めに応じ訓練受講生の選考（適性検査及び面接により実施）及びその準備等に参加し、必要な協力を行うこと。ただし、適性検査用紙は三重県で準備することとする。

（イ）訓練受講希望者の応募状況等に応じた措置

　　　　　訓練受講生の数は、定員にかかわらず、応募状況等により減員となることがあるため、委託先機関は訓練の開講可能な最少応募者数を設定することができる。（開講可能な最少応募者数は、定員の半数(割り切れない場合は小数点以下を繰り上げた直近の整数)以下とする。）

応募者数が確定した段階で、開講可能な最少応募者数に達した場合は、必ず訓練を実施すること。ただし、この時点で開講可能な最少応募者数を下回った場合は、三重県と委託先機関で別途協議のうえ、訓練の実施(中止)を決定することができる。

なお、一旦訓練の実施を決定した場合は、それ以降に受講申し込みの辞退等があっても受講希望者がいる限りにおいて、必ず訓練を実施すること。

（ウ）託児サービス内容の説明等

委託先機関は、託児サービスの利用希望者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービスの利用希望者に交付すること。

また、募集期間中に託児サービスの利用希望者から施設見学等の申し出があった場合、これに対応すること。

【書面交付事項】

・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

・施設の名称及び所在地

・施設の管理者の氏名及び所在地

・当該利用者に対し提供するサービスの内容

・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

（エ）託児サービス内容の掲示

託児サービス提供機関は、利用者の見やすい場所にその施設の概要や提供するサービス内容を掲示すること。

【掲示内容】

　・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

　・建物その他の設備の規模及び構造

　・施設の名称及び所在地

　・事業を開始した年月日

　・開所している時間

　・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

　・入所定員

　・保育士その他の職員の配置数及びその予定

　　（オ）訓練受講生への対応

　　　　　委託先機関は、訓練期間中及び訓練終了後から下記ケ（ウ）に記載する報告期限までの間にあっては、訓練受講生からの苦情、各種手続き、その他の問い合わせ等のための体制整備を図ること。また、実施機関責任者、事務担当者、及び苦情処理責任者の緊急連絡先を訓練受講生に明示すること。

　　キ　キャリア・コンサルティング及び能力評価

　　　　原則、委託先機関にジョブカード作成アドバイザー（ジョブ・カード講習修了者であり、厚生労働省又は登録団体に登録された者をいう。以下同じ。）又はキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第３０条の３に規定するキャリアコンサルタント。以下同じ。）（以下「ジョブカード作成アドバイザー等」という。）を配置し、当該ジョブカード作成アドバイザー等が「キャリア・プランシート（様式１）」、「職務経歴シート（様式２）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式３-１）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式３-２）及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式３-３-２-２）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。なお、「キャリア・プランシート（様式１）」、「職務経歴シート（様式２）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式３-１）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式３-２）については、平成２７年９月３０日付能発０９３０第１６号「新ジョブ・カード制度の推進について」（以下ジョブカード通達）という。」を参照すること。

　　　　また、受講生の能力評価を行うこととし、その実施にあたっては、「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートを活用し訓練期間中及び訓練修了前に実施される試験等に基づき行うこと。

　 なお、実施にあたっての注意点は以下のとおりである。

（ア）ジョブ・カード作成の趣旨及び意義を説明し、訓練受講生が理解・納得したうえで行うこと。なお、ジョブ・カードの作成趣旨を説明したにもかかわらず、訓練受講生がジョブ・カードの作成やキャリア・コンサルティングを希望しない場合は、これを強制的に実施してはならない。

（イ）キャリア・コンサルティングは訓練期間中に３回以上実施することが望ましいが、実施に当たっては、受講生の意向を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。

（ウ）訓練の評価内容が好ましくない場合や訓練内容が応募先求人の職務に適合しな

い場合など、その内容が求人者に対するアピールポイントとならない場合を除き、就職活動において積極的に応募書類として活用するよう訓練修了者に対して助言すること。

（エ）職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートの作成手順については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成した「求職者支援制度における職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート作成マニュアル」を準用すること。

（オ）三重県からの求めに応じてジョブ･カードの作成支援件数を報告すること。

　　ク　就職支援

委託先機関は、訓練実施施設に就職支援責任者及び就職支援担当者を配置し、安定所と連携を図りながら、訓練期間中及び訓練終了後を通じて受講生の就職促進に努めること。

1. 就職支援の内容は次のとおりとする。

ａ　職務経歴書･履歴書の作成指導

ｂ　面接指導

ｃ　ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング

ｄ　職業相談の実施

ｅ　求人情報の提供

ｆ　求人開拓及び職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及

び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る）

1. 就職支援責任者は次に掲げる業務を行うこととする。

ａ　過去の受講生に対する就職実績等を踏まえ、受講生に対する就職支援を企画、立案すること。

ｂ　受講生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成の支援等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。

ｃ　訓練修了１か月前を目途に、就職先が決まっていない受講生について、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。

ｄ　職業紹介事業者として許可を受けている委託先機関においては、津高等技術学校、安定所等の関係機関及び受講生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、受講生に情報提供を行うこと。

ｅ　訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、安定所に情報提供すること。

　　また、就職支援責任者は、キャリアコンサルタント、ジョブ・カード作成アドバイザーであることが望ましく、訓練実施日数のうち５０％以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこととする。ただし、実習型訓練期間中については、訓練実施施設に限らず、適切な就職支援が可能な場所において業務を行うこと。

（ウ）関係機関との連携について

ａ　日別計画書の作成にあたっては適切な時期の平日に訓練を実施しない日を設け、「就職活動日」に設定し、安定所で就職相談を受けるよう指導すること。なお、その際に受講生が訓練を欠席又は遅刻・早退等せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

ｂ　訓練修了時に未就職又は就職の見込みのない者(以下「修了時未就職者」という。)についての情報について、報告を行うとともに、こうした者を安定所に誘導することに努めること。

ｃ　修了時未就職者については、訓練修了後３か月間は、引き続き安定所への誘導に努め、２（２）ケ（ウ）就職状況に係る報告等に定める報告とは別に、訓練修了後１か月時点での個別の就職状況、内定状況等について取りまとめ、報告すること。

（エ）求職者支援制度の実施に伴う措置等について

ａ　給付手続き等のための指定来所日への配慮について

求職者支援制度の対象者である受講生は、月ごとの指定来所日に安定所に来所する必要がある。このため、安定所が指定来所日の日時を指定するに当たっては、対象者が受講する訓練コースのカリキュラムに配慮し、できる限り受講の継続や訓練の修了に影響が小さい日を選定することとしているが、それでもなお、指定来所日当日においては、受講生が訓練を欠席又は遅刻・早退等せざるを得ない可能性がある。受講生が欠席又は遅刻・早退等により訓練受講できない訓練内容については、補講等により、可能な限り対応を行うこと。

ｂ　職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について

　　求職者支援制度の対象者である受講生は、指定来所日に安定所に来所し、職業相談を受けるとともに給付金の支給申請を行う必要があり、支給申請の際には、当該受講生から安定所に「職業訓練受講給付金支給申請書」を提出することが必要であり、委託先機関において、あらかじめ受講証明を行うこと。

　　また、事業主団体等に委託して行われる職場実習等を要する訓練コースの実習先において、受講生本人以外の者がインフルエンザ等の感染症に感染したことにより、受講生本人が訓練を受講できなかった日については、２（１）オ（オ）の取扱いに準じ、訓練を行わなかった日（訓練受講が求められていない日）として取り扱うこと。

なお、職業訓練受講給付金における特定個人情報の取扱いについては、別添資料１により適切に対応すること。

ｃ　欠席等の問い合わせについて

　　　　　　求職者支援制度の対象者である受講生からの問い合わせには、本人から必ず受講あっせんした公共職業安定所に確認させること。(失業給付受給者と混同した取扱いをしないこと。)

ケ　訓練実施状況等の報告等

　　（ア）訓練実施状況の報告等

委託先機関は、契約書に基づく訓練実施状況に係る報告を行うとともに、三重県が行う調査（受講生の出席状況、実施した訓練内容、就職支援の内容等）に応じること。

（イ）託児サービスの実施に係る報告等（該当する場合）

委託先機関は、託児サービスの実施に係る利用簿を作成し、日誌を添付して報

告すること。

　　（ウ）就職状況に係る報告等

　　　　　委託先機関は、訓練修了者及び就職のための中退者(以下「訓練修了者等」という。) の訓練修了後３か月以内の就職状況（就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況）について、訓練修了者等からの書面等の提出により把握を行い、三重県に報告するものとする。また、報告の際には訓練修了者等からの書面等を添付するものとする。なお、訓練修了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とする。

（エ）訓練及び就職支援に伴う業務に係る報告等

上記（１）基本事項 イ 対象事業に掲げる各業務に準ずるものとする。

　コ　安全衛生及び訓練受講生に対する指導管理

　　　　委託先機関は、訓練を実施するに当たり、職業訓練上又は通所途上等における事件・事故の防止、訓練受講生の安全衛生について十分配慮するとともに、十分な指導管理に努めること。なお、災害及び重大な事件・事故等が発生したときは、迅速に対応するとともに、速やかに三重県担当者あて連絡すること。

　　サ　個人情報の管理

　　（ア）受講生の状況、就職状況調査の内容は、訓練受講生の個人情報であるため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づく、個人情報の適切な管理をすること。

　　（イ）受託業務の実施に当たって知り得た受講生に関する個人情報については第三者に漏らしてはならないこと。

　　（ウ）その他個人情報の管理については、個人情報の取扱いに関する特記事項（別添資料2）によること。

　３　その他

（１）「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を過去５年以内に受講した者が在籍していること又は委託先機関がＩＳＯ29990（非公式教育・訓練における学習サービス－サービス事業者向け基本的要求事項）を取得していることを要件とするので、企画提案書提出時にガイドライン研修修了証の写し等を提出すること。

ただし、平成３０年度内にガイドライン研修を受講する場合又はＩＳＯ29990を取得する場合は要件を満たすものとするが、その場合も分かる資料を提出すること。

（２）本仕様書に定めるもののほか、「『総合雇用対策』に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について」（平成13年12月3日付け能発第519号）別添「委託訓練実施要領（平成29年6月22日改正）」に準じて実施するものとする。

このため、「委託訓練実施要領」が改正された場合、本仕様書の記載の有無に関わらず契約時に仕様を変更・追加する場合がある。

（３）本仕様書に定めのない軽微なものについては、三重県の指示に従うこと。